

令和7年11月4日
芦屋市環境審議会説明資料
市民生活部環境・経済室環境施設課

芦屋市環境処理センター施設整備に伴う生活環境影響調査について

1 芦屋市環境処理センター施設整備基本計画

(1) 芦屋市環境処理センター施設整備基本計画検討委員会 資料1

- ・令和4年度：第1回～第4回
- ・令和5年度：第5回～第8回
- ・令和6年度：第9回～第11回

第9回(10月) 神戸市との広域連携に基づく検討に着手
〈焼却施設及び資源化施設〉 ⇒ 〈中継施設及び資源化施設〉

- ・令和7年度：第12回 5月28日
第13回 11月17日(予定)
第14回 令和8年2月上旬(予定)

(2) 芦屋市環境処理センター施設整備基本計画策定スケジュール 資料2

当初：令和4年度～令和6年度
変更後：令和4年度～令和7年度(1年間延長)

2 生活環境影響調査

(1) 調査スケジュール

当初：令和5年度～令和6年度
変更後：令和5年度～令和7年度(1年間延長)

(2) 調査結果 資料3

(3) 調査結果に係る縦覧等 資料4

「芦屋市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例」

3 今後の進め方（下記日程は予定）

（1）縦覧

令和7年12月5日(金)～令和8年1月5日(月)

※土曜日、日曜日、令和7年12月29日(月)～令和8年1月2日(金)を除く

（2）説明会

令和7年12月5日(金)午前10時 環境処理センター 1階会議室

6日(土)午後 7時 環境処理センター 1階会議室

7日(日)午前10時 潮芦屋交流センター2階201・202会議室

8日(月)午後 7時 潮芦屋交流センター2階202・203会議室

（3）意見書

提出期限 令和8年1月19日(月)

※意見書の提出有りの場合

当審議会：令和8年2月9日(月)開催予定

以上

配布資料

資料1 芦屋市環境処理センター施設整備基本計画検討委員会開催状況

資料2 芦屋市環境処理センター施設整備基本計画策定スケジュール

資料3 芦屋市環境処理センター施設整備に伴う生活環境影響調査書概要版

資料4 芦屋市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の
縦覧等の手続に関する条例

芦屋市環境処理センター施設整備基本計画検討委員会開催状況

| 開催回 | 開 催 日 | 議 題 等 |
|-----|--------------|---|
| 第1回 | 令和4年 8月 4日 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本計画策定の背景と目的 ・基本計画及び策定スケジュール ・基本方針 ・計画目標年次 ・計画処理量 ・施設規模 ・計画ごみ質 |
| 第2回 | 令和4年 10月 28日 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設計画（焼却施設、資源化施設） ・整備用地 ・別棟、合棟 ・プラスチック資源への対応 ・多面的価値の創出 ・メーカーアンケート関連 |
| 第3回 | 令和5年 1月 24日 | <ul style="list-style-type: none"> ・土木建築工事計画 ・プラスチック資源への対応 ・多面的価値の創出 ・メーカーアンケート関連 |
| 第4回 | 令和5年 3月 16日 | <ul style="list-style-type: none"> ・第1回～第3回のまとめ ・土木建築工事計画 ・多面的価値の創出 ・基本計画策定スケジュール ・メーカーアンケート関連 |
| 第5回 | 令和5年 5月 29日 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生管理計画 ・公害防止計画 |
| 第6回 | 令和5年 8月 1日 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生管理計画 ・公害防止計画 ・環境計画 |
| 第7回 | 令和5年 11月 8日 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生管理計画 ・公害防止計画 ・環境計画 ・災害対策計画 ・事業方針計画 ・メーカーアンケート関連 |

| 開催回 | 開 催 日 | 議 題 等 |
|------|------------|--|
| 第8回 | 令和6年 3月15日 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境計画 ・災害対策計画 ・事業方針計画 ・第1回～第7回まとめ ・多面的価値の創出 ・基本計画策定スケジュール ・メーカーアンケート関連 |
| 第9回 | 令和6年10月 3日 | <ul style="list-style-type: none"> ・神戸市との広域連携 ・検討項目 ・基本方針 ・施設計画 ・基本計画策定スケジュール |
| 第10回 | 令和6年12月17日 | <ul style="list-style-type: none"> ・運営協議会からの意見等 ・神戸市との広域連携 ・施設計画 ・計画目標年次 ・計画処理量 ・施設規模 ・計画ごみ質 ・整備用地 ・土木建築工事計画 ・安全衛生管理計画 |
| 第11回 | 令和7年 2月 7日 | <ul style="list-style-type: none"> ・運営協議会からの意見等 ・公害防止計画 ・環境計画 ・災害対策計画 ・多面的価値の創出 ・事業方針計画 ・メーカーアンケート関連 |
| 第12回 | 令和7年 5月28日 | <ul style="list-style-type: none"> ・運営協議会からの意見等 ・事業方針計画 ・財政支援制度 ・第1回～第11回まとめ ・メーカーアンケート関連 |

芦屋市環境処理センター施設整備基本計画策定スケジュール

芦屋市環境処理センター施設整備に伴う生活環境影響調査【概要版】

1 芦屋市環境処理センターの現状と施設整備に向けた取り組み

(1)環境処理センターの現状

本市域内より排出される一般廃棄物は、芦屋市環境処理センター(浜風町)敷地内の「ごみ焼却施設」及び「資源化施設(不燃物処理施設、ペットボトル減容施設)」において処理を行っています。

これらの施設は老朽化が進んでおり、将来にわたりごみの適正・安定処理を継続していくためには、新たなごみ処理施設の整備を図っていく必要があります。

(2)施設整備に向けた取り組み

・施設整備基本構想

施設整備に係る「基本的な考え方」「施設整備の方向性」などを取りまとめた基本構想を令和3年度に策定しています。

基本方針の目標：地球温暖化対策、循環型社会の形成、環境保全

・施設整備基本計画

基本構想に基づき施設整備に関する具体的な詳細検討を行い、整備事業の実施に向けた事項を明確にすることを目的として令和4年度に基本計画の策定に着手し、令和7年度末の完成を予定しています。

・神戸市との広域連携

令和7年3月、本市と神戸市とで可燃ごみの広域処理に向けた協議書を締結しています。「ごみ焼却施設」の整備は行わず「中継施設」を整備し、可燃ごみを積替え、神戸市のクリーンセンターに搬送・処理を行うこととしています。

(3)計画施設の概要

設置場所：芦屋市浜風町31-1（芦屋市環境処理センター敷地内）（図1参照）

種類：中継施設及び資源化施設

処理能力：中継施設 70.5t/日

：資源化施設 16.3t/日

処理方式：中継施設 ピットアンドクレーン方式

：資源化施設 破碎、選別方式

2 生活環境影響調査

(1)調査目的

廃棄物処理施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響を調査し、その結果に基づき生活環境に配慮した対策を検討したうえで、施設の設置及び維持管理に関する計画の検討を行うことを目的としています。調査結果については、縦覧・意見書の提出・審査等の手続きを行います。

(2)調査対象とした項目

計画施設に関する生活環境影響要因と生活環境影響調査項目との関連を表1に示します。

計画施設の内容から想定される生活環境影響要因と周辺の地域特性等から選定した調査事項は、「大気質」、「騒音」、「振動」及び「悪臭」としました。

表1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目との関連

| 調査事項 | 生活環境影響要因 | | | | |
|------|----------------------------|---------|-------|------------|------------|
| | 生活環境影響調査項目 | 施設排水の排出 | 施設の稼働 | 施設からの悪臭の漏洩 | 廃棄物運搬車両の走行 |
| 大気質 | 二酸化窒素 (NO_2) | | | | ○ |
| | 浮遊粒子状物質 (SPM) | | | | ○ |
| | 粉じん | | △ | | |
| 騒音 | 騒音レベル | ○ | | ○ | |
| 振動 | 振動レベル | ○ | | ○ | |
| 悪臭 | 特定悪臭物質濃度 または臭気指数 (臭気濃度) | | ● | ○ | |
| | 生物化学的酸素要求量 (BOD) | × | | | |
| 水質 | 浮遊物質量 (SS) | × | | | |
| | その他必要な項目 | × | | | |

○：「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」による標準項目であり、建設予定地周辺の生活環境の状況に応じて選定した項目を示す。
●：同指針による標準項目ではないが、建設予定地周辺の生活環境の状況に応じて、自主的に選定した項目を示す。
△：同指針において標準項目として設定されているが、事業計画や環境保全対策を勘案し、予測及び影響の分析のみ実施した項目を示す。
×：同指針において標準項目として設定されているが、事業計画や環境保全対策を勘案し、選定しなかった項目を示す。

3 生活環境影響調査の結果

調査地点



図1 建設予定地と調査地点位置図

凡例

- ：建設予定地（芦屋市環境処理センター）
- ：市境
- ：地上気象調査地点（建設予定地）
- ：沿道大気質調査地点
- ：環境騒音振動・低周波音調査地点
※建設予定地は敷地境界の北側・西側
- ▲：道路交通騒音調査地点
- ：悪臭調査地点
※建設予定地は調査時ににおける
敷地境界の風上・風下
- ：廃棄物運搬車両主要走行ルート

1. 大気質

調査の結果

大気質調査の結果

海浜公園において、全ての測定項目（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）で環境基準を下回っていました。

〈環境基準：「環境基本法」第16条に基づき、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」。〉



写真1 大気質調査状況

予測結果・環境保全措置

施設の稼働の予測結果

粉じんの発生が予想される資源化施設での作業は屋内に限られます。また、屋内の空気は集じん設備によって処理後に排気することから、資源化施設からの粉じんの発生は最小限に抑えられ、大気質への影響は少ないものと考えます。

廃棄物運搬車両の走行の予測結果

沿道における廃棄物運搬車両の走行による影響を予測した結果、環境保全目標を下回りました。（表2参照）

表2 廃棄物運搬車両の走行の予測結果

| 区分 | 海浜公園 | |
|---------|---|------------------------------|
| | 北西向き及び南東向き車線側道路端 | 北東向き及び北西向き車線側道路端 |
| 項目 | 二酸化窒素 (ppm) | 浮遊粒子状物質 (mg/m ³) |
| 年平均予測濃度 | 0.010 | 0.011 |
| 日平均予測濃度 | 0.023 | 0.031 |
| 環境保全目標 | 二酸化窒素 日平均値：0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下 浮遊粒子状物質 日平均値：0.10mg/m ³ 以下 | |

施設の稼働に係る主な環境保全措置

・適切な発じん防止対策を講じ、粉じんは集じん設備により適切に処理します。

廃棄物運搬車両の走行に係る主な環境保全措置

・廃棄物運搬車両は低公害車を積極的に導入し、交通規則を遵守します。

・廃棄物運搬車両走行に際しては、廃棄物運搬車両が集中しないよう搬入時間の分散化に努めます。

2. 騒音・振動

調査の結果

騒音調査の結果

環境騒音について、建設予定地敷地境界2地点では規制基準を上回っていました。一方、建設予定地周辺の浜風南公園及び浜風東公園では環境基準を下回っていました。

なお、主な騒音源は、隣接する市道打出浜線を走行する車両走行音であり、既存施設の稼働騒音は認められませんでした。道路交通騒音について、海浜公園では環境基準を下回っていました。

振動調査の結果

環境振動について、環境騒音と同じ4地点で調査を実施した結果、規制基準を下回っていました。

道路交通振動について、海浜公園では要請限度を下回っていました。

〈規制基準：「環境基本法」に基づいて定められた環境基準を目標に行政が行う個別の施策の中において、具体的に公害等の発生源を規制する基準。〉

〈要請限度：周辺環境の保全や生活環境の確保の観点から「この程度までは抑えることが望ましい」と行政が示す基準的な目安。自動車騒音がその限度を超えると、道路周辺の生活環境が著しく損われていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度。〉

予測結果・環境保全措置

騒音の予測結果

施設の稼働による影響を予測した結果、敷地境界2地点では、ともに稼働時の騒音レベルが環境保全目標を上回っていました。ただし、現況騒音レベルにおいても、車両走行音の影響によって環境保全目標を上回っており、また、寄与騒音レベルは現況騒音レベルと比較して小さく、稼働時の騒音レベルも現況騒音レベルから変化はみられませんでした。

一方、浜風南公園及び浜風東公園では、ともに寄与騒音レベルは30dB未満であり、稼働時の騒音レベルも現況騒音レベルから変化はみられず、環境保全目標を下回っていました。（表3参照）

廃棄物運搬車両の走行による影響を予測した結果、騒音レベルの増加量は0.4dBと小さく、環境保全目標を下回っていました。（表4参照）

よって、施設の稼働及び廃棄物運搬車両走行による影響は、現況を著しく悪化させるものではなく、周辺住民の日常生活に支障を生じさせないレベルであると考えます。

表3 施設の稼働の予測結果

| 予測地点 | 時間区分 | | 現況騒音 レベル | 寄与騒音 レベル | 稼働時の 騒音レベル | 環境保全 目標 | 予測地点 | 時間区分 | | 現況騒音 レベル | 寄与騒音 レベル | 稼働時の 騒音レベル | 環境保全 目標 |
|--------------|------|-------|-------------|-------------|---------------|------------|-----------|------|-------|-------------|-------------|---------------|------------|
| | 平日 | 昼間 | | | | | | 平日 | 昼間 | | | | |
| 敷地境界 (北側) | 平日 | 昼間 | 68 | 38 | 68 | 60 | 浜風南 公園 | 平日 | 昼間 | 51 | <30 | 51 | 55 |
| | 休日 | 8~18時 | 69 | 38 | 69 | | | 休日 | 6~22時 | 50 | <30 | 50 | |
| 敷地境界 (西側) | 平日 | 昼間 | 61 | <30 | 61 | 55 | 浜風東 公園 | 平日 | 昼間 | 46 | <30 | 46 | |
| | 休日 | 8~18時 | 62 | <30 | 62 | | | 休日 | 6~22時 | 46 | <30 | 46 | |

注：「<30」は測定下限値（30dB）未満であることを示す。

注：「<30」は測定下限値（30dB）未満であることを示す。

表4 廃棄物運搬車両の走行の予測結果

| 予測地点 | 一般車両 (現況値) | 増加量 | 一般車両+ 廃棄物運搬車両 (予測値) | | 環境保全 目標 |
|------|---------------|-----|---------------------------|---------|------------|
| | | | 一般車両 | 廃棄物運搬車両 | |
| 海浜公園 | 62.7 | 0.4 | 63.1 | | 65 |

身近な騒音の例

- 120dB 飛行機エンジン近く
- 110dB 自動車の警笛(前方 2m)
- 100dB 電車が通る時のガード下
- 90dB 大声による独唱、騒々しい工場の中
- 80dB 地下鉄の車内、電車の車内
- 70dB 電話のベル、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
- 60dB 静かな乗用車、普通の会話
- 50dB 静かな事務所
- 40dB 市内の深夜、図書館、静かな住宅地の屋
- 30dB 郊外の深夜、ささやき声
- 20dB 木の葉のふれ合う音、置時計の秒針の音(前方 1m)

振動の予測結果

施設の稼働による影響を予測した結果、敷地境界2地点、浜風南公園及び浜風東公園の全ての地点で環境保全目標を下回っていました。（表5参照）

廃棄物運搬車両の走行による影響を予測した結果、環境保全目標を下回っていました。（表6参照）

また、施設の稼働及び廃棄物運搬車両走行による予測結果は、ともに大部分の人が振動を感じるレベル(55dB)を下回っていました。

よって、施設の稼働及び廃棄物運搬車両走行による影響は、現況を著しく悪化させるものではなく、周辺住民の日常生活に支障を生じさせないレベルであると考えます。

表5 施設の稼働の予測結果

| 予測地点 | 時間区分 | | 現況振動 レベル | 寄与振動 レベル | 稼働時の 振動レベル | 環境保全 目標 | 予測地点 | 時間区分 | | 現況振動 レベル | 寄与振動 レベル | 稼働時の 振動レベル | 環境保全 目標 |
|--------------|------|-------|-------------|-------------|---------------|------------|-----------|------|-------|-------------|-------------|---------------|--|
| | 平日 | 昼間 | | | | | | 平日 | 昼間 | | | | |
| 敷地境界 (北側) | 平日 | 昼間 | 39 | 50 | 50 | 60 | 浜風南 公園 | 平日 | 昼間 | <30 | <30 | 33 | 周辺住民の 日常生活に 支障を 生じさせ ないこと。 |
| | 休日 | 8~19時 | 39 | 50 | 50 | | | 休日 | 8~19時 | <30 | <30 | 33 | |
| 敷地境界 (西側) | 平日 | 昼間 | 31 | 34 | 36 | 55 | 浜風東 公園 | 平日 | 昼間 | 30 | 32 | 34 | |
| | 休日 | 8~18時 | 30 | 34 | 35 | | | 休日 | 8~19時 | 30 | 32 | 34 | |

注：「<30」は測定下限値（30dB）未満であることを示す。

環境保全目標は、大部分の人が振動を感じる程度（55dB以下）を示す。

表6 廃棄物運搬車両の走行の予測結果

| 予測地点 | 一般車両 (現況値) | 増加量 | 一般車両+ 廃棄物運搬車両 (予測値) | | 環境保全 目標 |
|------|---------------|-----|---------------------------|---------|------------|
| | | | 一般車両 | 廃棄物運搬車両 | |
| 海浜公園 | 33 | 1 | 34 | | 65 |

施設の稼働に係る主な環境保全措置

・騒音・振動が発生しやすい設備は、騒音・振動の少ない機種を選定し、適切な防音・防振対策を行います。

廃棄物運搬車両の走行に係る主な環境保全措置

・廃棄物運搬車両は低公害車を積極的に導入し、交通規則を遵守します。

・廃棄物運搬車両走行に際しては、廃棄物運搬車両が集中しないよう搬入時間の分散化に努めます。

3. 悪臭

調査の結果

悪臭調査の結果

敷地境界2地点（試料採取時における敷地境界の風上・風下）、建設予定地周辺の親水中央公園、西浜公園及び海浜公園において現地調査を実施した結果、全ての地点で規制基準を下回っていました。

予測結果・環境保全措置

脱臭設備出口からの排出の予測結果

拡散効果が低く、地上の臭気濃度が最も高くなると予想される気象条件であっても、臭気の最大着地濃度は脱臭設備出口より風下 140m付近で臭気指数が 10 未満と予測され、環境保全目標（臭気指数 10 以下）を達成するものと考えます。

施設からの悪臭の漏洩の予測結果

施設からの悪臭の漏洩を防止するため、プラットホーム出入口でのエーカーテンの使用、ごみ投入時以外は投入扉を閉鎖するなどの環境保全措置の実施並びに敷地境界における規制基準を遵守することから、環境保全目標（周辺住民の日常生活において支障を生じさせないこと）を達成するものと考えます。

脱臭設備出口からの排出に係る主な環境保全措置

・日常点検や定期点検を実施し、適切な運転管理及び機能維持を図ります。

施設からの悪臭の漏洩に係る主な環境保全措置

・エーカーテンの使用、ごみ投入時以外は投入扉を閉鎖するなどの悪臭漏洩防止対策を徹底します。

なお、可燃ごみの神戸市クリーンセンターへの搬出には、飛散防止のための天蓋、上部全面を覆うことが可能である堅牢な密閉方式、及び走行中に開かない機能を有し、汚水タンク等を備えた運搬車両を用います。

4. 総合評価

本事業の実施による周辺環境への影響を予測した結果及び上記の環境保全措置の実施により、施設の稼働は「周辺住民の日常生活に支障を生じさせない」ものと考えます。

芦屋市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第9項により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第8項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「報告書」という。）の縦覧手続及び生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、設置又は変更に関し利害関係を有する者に意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

(対象となる施設の種類)

第2条 報告書の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設（以下「施設」という。）とする。

(縦覧の告示)

第3条 市長は、法第9条の3第2項の規定により報告書を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書を縦覧に供する場所（以下「縦覧の場所」という。）及び期間（以下「縦覧の期間」という。）のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の能力
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目

(縦覧の場所及び期間)

第4条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 一般廃棄物処理に関する事務を所管する課
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 縦覧の期間は、告示の日から1月間とする。

(意見書の提出先等の告示)

第5条 市長は、法第9条の3第2項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第6条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 一般廃棄物処理に関する事務を所管する課
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 前条の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第4条第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に意見書を提出することができる。

(他市との協議)

第7条 市長は、施設の設置に関する区域が次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市長に、報告書の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。

- (1) 施設を他市の区域に設置するとき。
- (2) 施設の敷地が他市の区域にわたるとき。
- (3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、芦屋市の区域に属しない地域が含まれているとき。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年9月19日から施行する。